

令和 8 年第 5 回大津町議会総務常任委員会審議記録

議案第 50 号 件名 大津町宿泊税条例の制定について

(住民生活部 税務課)

質疑 第 5 条で減免措置が規定されているが、基本的には大規模な災害や天災地変等の特別な事由のみを想定しているか。その他に減免の対象となるような具体的な事由はあるか。

答弁 現在想定している特別な事由としては、お尋ねの通り、大規模な天災地変を考えています。その他の具体的な減免の適用範囲や必要な申請手続き等については、町長が別に定める規則や告示により、今後の運用の中で明確に規定していく方針です。

質疑 第 10 条における大規模施設と小規模施設の明確な違いは何か。特に小規模施設とはどのようなものを指すか。

答弁 今回の条例案における小規模施設は、通常のホテルや旅館ではなく、主に住宅宿泊事業法に基づく「民泊」を対象施設として想定しています。

質疑 通常のホテルと民泊などの違いについて、事業者や町民が混乱しないよう、今後の施行規則等において明確かつ分かりやすく定義すべきではないか。

答弁 お示しの通り、今後の施行規則において分かりやすい形で明確に区分を定めます。現在、商業観光課からの情報では町内の宿泊施設は全体で 34 施設あり、その内訳はビジネスホテルを含む大規模施設が 14 施設、民泊等を含む小規模施設が 20 施設となっています。これらが適切に申告・納入を行えるよう、規則の整備を進めます。

質疑 第 11 条に規定されている不足金額や過少申告加算金、不申告加算金、重加算金といったペナルティとしての加算金額にはどのような意味があるか。また、これらに対する具体的な計算式や悪質性の判断基準はあるか。

答弁 各種加算金は、実際の宿泊者数よりも過少に申告した場合、期限内に申告を行わなかった場合、あるいは意図的な虚偽申請などの悪質な事例が発

覚した場合に課されるペナルティです。具体的な計算式については、地方税法に基づき計算をします。また、悪質性の判断に際しては、事業者から直接事情を聴取した上で、その個別の情状や経緯を総合的に勘案して判断することとしています。

質疑 第 12 条において、特別徴収義務者である宿泊事業者の帳簿保存期間は 5 年、その根拠となる売上伝票等の保存期間は 2 年と定められている。帳簿の正当性を証明する売上伝票は非常に重要であり、帳簿と同様に 5 年保存に統一すべきではないか。なぜ 2 年で足りると判断したか、その合理的な根拠はあるか。

答弁 2 年と判断した理由は、税務調査において、伝票等の保存は 2 年とされているためです。

質疑 第 13 条において「夜間執行の制限を受けない」とされているが、町の職員の通常の勤務時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分までである。夜間であっても、24 時間営業している宿泊施設等への立ち入り調査や書類の確認を行う法的根拠はあるか。

答弁 宿泊施設は 24 時間稼働しており、深夜や早朝にフロント業務や宿泊客の移動が集中するという特有の性質があります。このため、本条例第 13 条において、宿泊税を「間接地方税」かつ「夜間執行の制限を受けない地方税」として明確に規定しています。これにより、税務調査において不審な点や確認が必要な事態が生じた場合には、勤務時間外の夜間であっても、適法かつ適切に立ち入り調査や帳簿書類の確認を行う法的権限が担保されています。

質疑 附則第 6 項において、条例の施行状況に関する点検・見直しサイクルが「施行後 3 年、その後 5 年ごと」とされている。周辺地域における半導体企業の進出やそれに伴う宿泊インフラの急激な変化などの著しい社会情勢の変化を考慮すると、最初の 3 年は妥当としても、その後の「5 年ごと」の見直しは期間が長すぎて対応が遅れる懸念はないか。

答弁 見直しサイクルを「3 年、その後 5 年ごと」と定めた根拠については、「大津町宿泊税検討委員会」において、多角的な視点から非常に活発な議論を重ねていただいた結果、その答申内容を最大限に尊重して決定したもの

です。半導体企業の進出による地域経済の活性化や、それに伴う新たな行政需要、宿泊インフラの変化を注視し、まずは施行後 3 年の時点で制度全体の総合的な見直しを行います。その後についても、社会情勢の変化に応じて、必要があれば検討を行い、所要の措置を講じていく考えです。

質疑 本条例の目的として、「将来にわたる滞在交流拠点としての魅力を高めること」「来訪者の受入環境の充実」「町内における滞在及び回遊の促進」や「観光資源の磨き上げ」「その他の観光の振興を図る」などが掲げられているが、これらは大津町宿泊税検討委員会の提言や報告書の内容をどのように反映させたか。

答弁 検討委員会から提出された報告書及び答申書をもとに、町執行部において適切に精査を行い、条例案に反映させました。単に税を徴収するだけでなく、旅行者が宿泊することで直接的な恩恵を実感できるような「将来にわたる滞在交流拠点としての魅力を高めること」「来訪者の受入環境の充実」「町内における滞在及び回遊の促進」や「観光資源の磨き上げ」「その他の観光の振興を図る」を目的としています。近隣の先行自治体との役割の違いも意識し、本町が目指すべき持続可能な観光振興等の費用に充てる「法定外目的税」として、目的規定にその趣旨を明確に規定しています。

質疑 第 8 条第 3 項において、特別徴収義務者が経営を 1 月以上休止しようとするときは、遅滞なくその旨を町長に届け出ることと規定されている。仮に熊本地震のような大規模災害が発生し、経営困難に陥って長期の休止を余儀なくされた場合など、緊急事態においてはどのような手続きや対応になるか。

答弁 大規模な災害等が発生し、事業者が経営を休止せざるを得ない場合、あるいは長期休止に至る場合においても、条例上は遅滞なく届け出ただく規定となっています。しかしながら、実際の災害発生時などにおいては、被災した事業者の置かれた状況を十分に踏まえ柔軟かつ迅速な対応をしていきます。

質疑 半導体企業の進出等により、町内に短期から長期まで多くのビジネス出張者が滞在している。これらの長期滞在者は重要な顧客であるが、長期連泊者に対する税額免除などの優遇措置はあるか。また、住宅を一軒丸ごと借り上げて月単位で契約するような不透明な滞在実態に対し、どのよう

に課税をするか。

答弁 現在の条例案においては、長期連泊者に対する直接的な税額免除などの優遇規定は設けていません。ただし、宿泊税の使途を通じて、宿泊環境の向上やインフラ整備などの形で旅行者へ還元することで、本町への滞在に対する理解を深めていただきます。また、住宅を一軒丸ごと借り上げ、実質的な宿泊行為を提供している形態については、短期滞在であっても長期滞在であっても課税対象となります。実態としての宿泊行為が行われている限り、適正な課税を確保します。

質疑 半導体企業の進出に伴い外国人滞在者が急増しており、事業者登録をせず宿泊税も申告しない、いわゆる「隠れ民泊」のような事業者の発生が懸念されるが、これらをどのように特定・調査するか。

答弁 民泊の営業には、熊本県への届出や許可が必要です。県が保有する届出データをもとに、担当課である商業観光課と緊密に連携して情報を集約します。届出を行わずに「貸し家」や「賃貸借契約」を装って実質的な宿泊営業を行っている疑いがある施設に対しては、実態を調査し、たとえ無届であっても宿泊料金を徴収して宿泊させている実態が認められれば、本条例に基づき宿泊税の特別徴収対象者として、適切に対処します。

質疑 事業者との情報交換や意見集約を行う協議会等を設置する考えはあるか。

答弁 宿泊税制度において、滞在実態の正確な把握は重要です。そのため、宿泊事業者との連絡協議会の設置により情報交換や意見交換を行う方向で、今後検討していきたいと思えます。

質疑 特別徴収義務者となる宿泊事業者に対する実務負担軽減策として、特別徴収手数料の還元割合や、レジシステム等の改修・導入に対する具体的な補助金等の支援策はあるか。

答弁 特別徴収義務者である宿泊事業者の実務負担を軽減するため、徴収した宿泊税額に応じた特別徴収交付金として交付する方向で検討を進めています。また、宿泊税の導入に伴うフロントのレジシステムや宿泊予約システムの改修に要する費用に対しても、補助金制度を導入する方向で検討しています。

質疑 今後、実際の施行に向けた事業者や町民への周知ポスターの作成、説明会の開催、システム補助金等の予算措置は、どのようなスケジュールで実施していく計画か。

答弁 総務省との協議を行います。同意手続きには約3ヶ月を要する見込みであり、スケジュール通りに進めば、令和8年12月頃に同意が得られる予定です。同意が得られ次第、本条例を公布し、施行規則を策定します。その後、事業者への説明会を開催し、周知用ポスターやパンフレット等の作成・配布を行う予定です。また、システム改修補助金の制度設計や予算措置につきましても、庁内のプロジェクトチームで調整し、早ければ令和9年度当初予算に必要な予算をお願いして、円滑な制度開始に向けて準備を進めていきます。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第51号 件名 大津町宿泊税活用委員会設置条例の制定について

(総務部 総合政策課)

質疑 地方自治法第138条の4第3項に基づく町長の附属機関として委員会を設置することだが、通常は規則で意見を聞く程度にとどめるか、あるいはもっと権限を持たせるものではないか。審議結果に対して町長はそれに従う義務があるのか、単に参考にするだけなのか、委員会の位置づけと設置の必要性はどのようなものか。

答弁 宿泊税は宿泊者に新たに税負担を求める目的税であるため、行政内部だけでなく外部の意見を交えて継続的に検証を重ねる必要があることから委員会を設置します。委員会では、宿泊税を充てる事業が目的税の趣旨に適合しているか、公益性や公平性が担保されているか、効果が期待できるかについて客観的に事前審議を行います。また、事業実施後の状況や効果についても検証し、以後の見直しにつなげます。単なる意見を聴取する懇談会であれば規則等の設置でよいですが、事前の使途審議や事後の効果検証を行う機関とするため、町長の附属機関として条例により設置します。審議結果は、少数意見も含めて町長に報告し、町はその報告を真摯

に受け止め、内容を整理した上で議会に提案する予算に反映させます。

質疑 審議して終わりではなく、報告を受けた町長がその結果を重く受け止め、委員会の方向性に沿って事業を推進するなど、重きを置く委員会であるか。

答弁 単に意見を出すだけの懇談会とは異なり、町長の附属機関として位置づけています。委員会から報告された意見については、少数意見や反対意見も含めて、町として受け止めます。

質疑 観光振興に関する政策の推進において、交通環境に関する施策があまり盛り込まれていないように見えるが、どのように考えているか。また、観光振興の本来の所管課は商業観光課であるにもかかわらず、なぜ総合政策課が宿泊税の使途に関する議論を主導しているのか、所管として適切か。

答弁 設置条例の第1条に、宿泊税を活用した観光振興に資する施策の推進に関し必要な事項を審議することを目的として掲げています。観光振興は町の上位計画である「振興総合計画」に位置づけられており、ビジネス客が多い本町の特性を踏まえ、宿場町の価値創造や地域経済への波及を目指しています。これを具体化した「観光ビジョン」では8つの基本施策を掲げており、その中に交通手段や滞在環境の魅力化も位置づけているため、今後の検討内容には交通も含まれます。所管課については、事業を実施する上では商業観光課の役割が最も大きいですが、駅周辺整備は都市計画課、スポーツ関係は生涯学習課など複数の課にまたがります。総合政策課の事務分掌における「重要政策の全体調整」に基づき、宿泊税制度の導入初期における他部署との円滑な調整を担うため、総合政策課において全体調整を行います。制度が定着し、将来的には観光部局等への移管も想定されますが、現時点では総合政策課が所管します。

意見 総合政策課だけでは専門的な質疑に対応できない部分があるため、委員会での審議時には必要に応じて関係課から説明を受けることができる体制を整えてほしい。

質疑 宿泊税を徴収する時期まで十分な時間があるにもかかわらず、なぜこの時期に条例を制定し、委員会を設置する必要があるのか、スケジュールに

ついて説明してほしい。

答弁 宿泊税は来年の12月からの徴収開始を目指しています。そのため、予算編成時期から逆算し、この時期に設置条例を提案しました。宿泊税を導入しているすべての自治体が外部委員会を設置しているわけではありませんが、本町には既存の類似組織がないため、新たに活用委員会を設置します。

質疑 年間約30万人に200円を課税し、6千万円の税収を見込んでいるが、具体的な使途や事業計画が示されないままでは、活用委員会でどのような議論が行われるのか不明であり、議会としても判断できない。どのような事業にいくら使うのか、具体的に示すべきではないか。

答弁 現在、8つの基本施策に基づき、各課が現場の団体や事業者からヒアリングを行い、事業案を約100件積み上げている段階です。現時点で宿泊税をどの事業に充てるかは確定していませんが、町として事業案自体は有しています。全体の事業規模を見ても、税収以上の財政需要が発生すると見込んでいます。具体的には、肥後大津駅周辺の魅力化（施策1）、宿泊・飲食体験の連携強化に伴うホテルから街中への交通手段確保（施策2）、ビジネス客向けの宿泊滞在環境の魅力化（施策3）などの事業を想定しています。これら複数の事業を組み合わせた計画を整理し、活用委員会において外部の視点から客観的に検証・審議してもらいます。

意見 具体的な事業内容をまとめた一覧表などの資料を提示してほしい。ホテル業界などの関係者に説明する際、将来的な目標や具体的な利便性向上策（交通アクセス整備など）が示されなければ、理解や協力を得ることは困難である。現状では使途が曖昧であり、判断材料が不足していると考ええる。また、宿泊税はビジネス客による税収が中心であるならば、ビジネス客の利便性向上を含め、より幅広い施策に対応できるよう、条例の目的や文言を実態に合わせて整理すべきである。さらに、委員会の構成について、学識経験者や観光・宿泊業界の関係者だけでなく、交通関係者やスポーツ関係者など、幅広い分野の団体から委員を登用してほしい。現在の「6人以内」という委員枠は狭すぎるため、多様な意見を反映できるよう、より柔軟で広い委員構成に修正すべきである。本日の審議はここまでとし、明日以降に改めて具体的な資料の提示を受け、審議を継続すべきである。

(暫時休憩)・(総合政策課より詳細資料提出)

質疑 設置条例に「観光振興に資する施策」と規定すると、宿泊税条例に記載されている２次交通や受入環境の充実などの具体的な項目が審議対象から外れてしまうのではないかと。また、税条例と同様に、具体的な使途を設置条例にも明記するべきではないかと。

答弁 宿泊税条例における受入環境の充実、滞在や回遊の促進、観光資源の磨き上げは、いずれも「観光振興」に含まれる包括的な概念であり、審議内容が狭まることはありません。税条例と設置条例では目的や性格が異なるため、規定の詳しさが異なります。２次交通や駅周辺の整備についても、観光振興に含まれるため活用委員会の審議対象となります。

質疑 宿泊税を具体的に何に使うのか、現時点での進捗状況やイメージはどうなっているか。

答弁 観光ビジョンの８つの基本施策に基づき、約１００件の具体的な事業案を積み上げている段階です。移動課題に対応するシャトルバスの運行や、既存公共交通との連携といったイメージも含まれます。これらを組み合わせた計画案を整理し、活用委員会での客観的な検証を経た上で予算化を図る手順とします。

質疑 活用委員会の役割と、そこで出された意見がどのように町政や予算に反映されるのか。また、議会はそのプロセスを確認できるのか。

答弁 事前審議と事後評価の２つの役割があります。町が作成した事業案を予算化前に審議し、実施後は効果を検証します。委員会での意見は単なる参考意見に留めず、町長へ正式に報告され、予算編成等の重要な判断材料とします。また、意見の反映や不採用の理由など、検討プロセスについて議事録等に残し、予算提案時に説明することで、議会が内容を確認できる仕組みを整えます。

質疑 どのような委員構成を想定しているのか。交通分野などの専門的な知見はどのように反映させるのか。

答弁 宿泊事業者、観光代表、学識経験者、住民代表、商工代表、行政代表とい

った幅広い分野での構成を想定しています。特定の専門的な知見が必要な場合は、固定の委員としてすべてを網羅するのではなく、案件に応じて関係事業者から意見を聴取する運用を行います。

質疑 商業観光課と総合政策課の役割分担はどうなっているのか。

答弁 観光ビジョンの推進は商業観光課が中心となって行います。宿泊税の用途は複数課にまたがるため、制度初期における町内調整や委員会の運営は重要政策の全体調整を担う総合政策課が担当します。個別事業の具体的な企画や実施は、それぞれの所管課が担います。

質疑 活用委員会や手続きのプロセスは理解できるが、最終的に大津町をどうしたいのかという到達目標やゴールが見えないのではないのか。

答弁 目標の根幹は観光ビジョンに掲げています。本町は宿場町としての歴史を持つことから、単に観光地や名所だけで人を呼ぶのではなく、現代の宿場町として「泊める」「食べさせる」「休ませる」といった交流機能を持つまちを最終的な目標としています。

意見 文字による説明だけでは分かりにくいので、将来的な 10 年後、20 年後の街並みや目標の全体像をイラストや図などで分かりやすく提示してほしい。

意見 ゴールが定まらないまま委員会で個別に意見を集約しようとする、全体の方向性がブレてしまう。道に迷わないよう、まずは明確な到達目標を共有した上で、段階的に肉付けを行う方法を検討してほしい。

質疑 今すぐに条例に基づく委員会を設置するのではなく、要綱や規則による懇談会として活動を開始し、12 月議会等で条例化する猶予はあるのではないのか。なぜこの時期に、条例としての設置必要性があるのか。

答弁 今回は宿泊税という新たな税負担を求める目的税を導入するため、その用途を審議する組織は任意設置の懇談会ではなく、地方自治法に規定する「附属機関（条例設置）」とすることで重みと位置づけを明確にすべきと考えました。税条例の上程と合わせ、使い道を決定する公正なプロセスをあらかじめ制度として固め、提示する必要があるため、この時期の提案

としています。

質疑 条例による委員会を設置しても、出された意見を町が反映しなければ、名前だけの委員会になってしまう。条例化することで、委員の意見の扱いが要綱による懇談会とどう変わるのか。

答弁 いただいた意見をすべてそのまま反映することはお約束できませんが、附属機関からの報告は町として重く受け止めます。対応方針を整理し、採用できない場合や修正を要する場合についても客観的な理由を添えて委員会に回答し、その結果を議会や町民へも見える形で開示するプロセスを担保する点が、懇談会との大きな違いです。

質疑 12月以降の設置でも、翌年度の予算編成や総務省の同意手続きなどのスケジュールは間に合うのではないかな。

答弁 総務省の同意が12月下旬頃と想定されるため、同意取得後に速やかに第1回の委員会を開催し、1月に事業案を審議、予算に反映させるタイトなスケジュールとなります。このため、あらかじめ今回の議会で条例を制定し、組織を整備しておく必要があります。

質疑 この委員会は単発の使途決定で終わるのではなく、今後も事業評価やローリングを行いながら長期的に継続していく仕組みかな。

答弁 委員の任期は2年で再任も妨げません。毎年度、事前審議と実施後の効果検証を繰り返し行うことになっており、継続的に制度をブラッシュアップしていくための恒久的な組織となります。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 5 2 号 件名 大津町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

(総務部 総務課)

質疑 損害賠償責任の一部免責に関する事案について、これまでの件数はどの程度あるのか。

答弁 条例制定以降、損害賠償責任の一部免責の適用となった事案はありません。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

議案第 5 6 号 件名 令和 8 年度大津町一般会計補正予算（第 4 号）について

(会計課)

質疑 現在の預金金利はどの程度か。また、定期預金の運用期間はどのように設定しているか。基金をより有利に運用するため、国債などの債券運用を行った実績はあるか。

答弁 預金の利率は、当初予算積算時には 0.25% から 0.3% 程度を見込んでいましたが、金利の改定により、8 月頃から 0.45% から 0.5% 程度に上昇しています。今後、日本銀行による追加利上げが継続すれば、預金金利のさらなる上昇が見込まれます。満期時期や利率の動向を見極め、安全かつ効率的な運用に努めてまいります。

定期預金の運用期間につきましては、財政調整基金は歳計現金の急な資金繰りに対応できるよう流動性を確保するため、1 か月から 3 か月程度で運用しています。それ以外の基金については、担当課と相談しながら、1 年定期や 6 か月定期など、より有利な期間を選んで運用しています。債券運用につきましては、令和 8 年 4 月に社会福祉振興基金の 1 億円で運用期間 3 年の国債を購入したほか、7 月には公共下水道事業及び農業集落排水事業を合わせ 1 億円で運用期間 2 年の国債を購入しています。

質疑 今後の金利上昇に伴い、基金運用による利子収入は増加していく見込み

か。

答弁 現在の金利水準は当初予算積算時より上昇しているため、今後も同水準以上で推移すれば、利子収入の増加が見込まれます。引き続き、金利動向を注視し、安全性を最優先に、より有利な基金運用に努めてまいります。

（ 総務部 総務課 ）

質疑 生活のしづらさなどに関する調査の所管課と調査期間等の説明をお願いしたい。

答弁 所管課は福祉課です。調査の概要については、厚生労働省による５年に１回単年度で実施されるもので、在宅の障がい児・障がい者や難病患者などの生活実態とニーズを把握し、障がい者施策の基礎資料を得るための調査です。

（ 総務部 総合政策課 ）

質疑 企業版ふるさと納税について、当初予算からの大幅な増額要因は何か。また、寄附金をすぐに活用せず基金に積み立てる理由は何か。

答弁 大口の寄附が２件あったことなどによる増額です。企業からの寄附は年度当初に額を見込むことが難しく、企業の業績等を踏まえて寄附が実行されるため、見通しが立った段階で補正予算を計上しました。基金については、大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業に活用するため積み立てており、主な使途として子育て支援拠点を想定しています。

質疑 企業版ふるさと納税の基金について、ある程度の額が貯まった段階で取り崩して事業に活用するのか。

答弁 すでに事業に着手しており、子育て支援拠点の用地取得や設計など、事業の進捗に合わせて基金から町会計へ繰り入れて活用しています。

質疑 宿泊税活用委員会の設置に伴い、委員５人分の報酬及び費用弁償として、今予算において今年度２回の開催分を計上しているが、１回目は、委員委嘱や説明として、２回目はいつ頃の開催を予定しているのか。

答弁 具体的な時期は総務大臣からの宿泊税の同意時期に左右されますが、標

準処理期間通り 12 月下旬に同意が得られた場合は、同意後、速やかに開催する予定です。

（ 総務部 財政課 ）

質疑 町有地管理業務委託は、大津東区は吹田団地内の桜の木の伐採、つつじ台区は集会所周辺の桜の木の伐採という理解でよいか。

行政区など地域のコミュニティである程度剪定するのが一般的だと考えるが、町が対応する場所、地域で対応してもらう場所について線引きはあるか。

答弁 大津東区は桜の木の伐採ではなく、吹田団地の北側の住宅に近い危険木の伐採になります。つつじ台区については、集会所の周辺の木の伐採になります。今年度は危険な箇所について区長と協議の上、対応箇所を選定しています。

地域で管理いただいているところもありますが、木が大きく育ち、地域での対応が困難な場合や、住宅などに危険が及ぼす可能性がある場合には、現地の状況を確認したうえで、町が剪定・伐採を行っています。

質疑 地区ごとに管理の経緯や状況が異なることは理解するが、地域で管理している土地や集会所もある中、要望があった場合に町が対応することは、公平性の面で課題がある。町が対応する場合の基準やガイドラインのようなものはあるか。

答弁 統一的なガイドラインは定めていませんが、今回は、町有地の樹木が個人の住宅に危険を及ぼすおそれがあるため、町で対応するものです。また、地域で所有・管理している土地や集会所などについては、所管課は異なりますが、地域づくりの補助金を活用して対応している地区もあると聞いています。

意見 木を植樹した経緯や、その後の管理の経緯も地区ごとに異なるため、地区の意見を十分に聞きながら、今後も対応していただきたい。

質疑 財政調整基金への積立てについては、歳入に計上されている前年度繰越金の 2 分の 1 を下回らない額を積み立てたとの認識で間違いはないか。

答弁 前年度の決算剰余金について、地方財政法の規定に基づき、2 分の 1 を下

回らない額を基金に積み立てるものです。今回の補正では、当初予算で既に計上している積立額を差し引いた額を計上しています。

質疑 普通交付税が減額となる一方、固定資産税などの税収は増加している。結果として、一般財源全体では増加しているとの理解でよいか。

答弁 町税の増収が基準財政収入額の増加を通じて普通交付税の減額要因となっています。一方で、町税については普通交付税の減額分を上回る増収が見込まれており、町税と普通交付税を合わせた額では増加する見込みです。

質疑 熊本地震大津町復興基金繰入金について、内牧地区のコミュニティ施設に係る事業内容は何か。また、基金の残高はいくらになるか。

答弁 内牧区が管理する岩戸神社の復旧に対する補助金として計上しています。今回の繰入れ後の基金残高は、約 1 億 4 千万円弱となる見込みです。

質疑 神社などの宗教施設への公費による支援には一定の制約があると考えますが、今回は熊本地震大津町復興基金を活用する事業であるため補助対象となるという理解でよいか。また、残った基金について今後どのように活用する考えか。

答弁 平成 28 年熊本地震復興基金交付金に基づき、被災した地域において、地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の復旧について、行政区等が行う災害復旧事業に要する経費を補助するものです。基金の残額については、基金廃止後、平成 28 年熊本地震の復旧事業に係る地方債の元利償還金に充てるため、減債基金へ積み立てることを含め、今後の取扱いを検討しています。

質疑 残っている復興基金を、令和 8 年熊本地震の復旧経費に活用することはできないのか。

答弁 この基金は平成 28 年熊本地震からの復旧・復興を目的とした基金であるため、令和 8 年熊本地震の復旧経費には充当できません。

（ 総務部 防災交通課 ）

質疑 災害警報発令基準が 7 割に引き下げられたということだが、具体的に教

えてほしい。また、早めに警報がかかるということは住民に対する避難指示も早くなるのか。

答弁 今回の地震により地盤等が緩くなっている被災地に対して、通常よりも低い基準で警報が発令されるものです。具体的な雨量の数値は定まっておらず、その時の状況によります。

今回の引き下げはレベル2及びレベル4の発令に影響するものであり、レベル3（高齢者等避難）については、通常どおりの運用となっているため、避難を開始するタイミングについては、地震前と変わらないこととなっています。しかし、レベル3が発令されたらすぐレベル4（避難指示）が発令されることになるため、その点を踏まえた対応が必要になります。

意見 そのことは町民に対しても周知をして、なぜこの程度の雨量で避難する必要があるのか理解してもらう必要がある。

質疑 災害警報発令基準の引き下げは暫定の期間ということだが、実際はいつまで続くのか。また、実態として地盤が緩んでいるなどの現状があるのか。

答弁 引き下げ期間については、大雨や台風の実績等を総合的に判断し、気象庁等が決定します。出水期（6月～11月頃）に警戒レベル4相当の大雨や大型台風等による被害が発生しなければ、段階的に地震前の基準に戻ります。なお、これまでに新たな地盤の緩み等は確認されていません。

（ 総務部 人権推進課 ）

質疑 なし

（ 住民生活部 住民課 ）

質疑 特定在留カードの運用開始は、新たな事務の発生となるのか。また、それに伴い事務の煩雑さはどう変化していくか。

答弁 マイナンバーカードと在留カードが一体となった「特定在留カード」が導入されたことにより、従来どおり2枚を別々に所持し続けたいという方と、一体型の特定在留カードを選択する方が混在しており、窓口での対応等を含め事務は少し煩雑になっています。また、従来の在留カードにはシステムで居住地等を印字できていましたが、特定在留カードはデザインが変更されたため、現状では手書きで対応せざるを得ない状況です。今回

のシステム改修により、特定在留カードにも直接印字できるようになるため、手書きの手間や券面の余白不足による再発行の可能性も低くなり、業務の効率化が図れると考えています。

質疑 事務が煩雑になる部分もあるが、システム印字により簡素化される部分もあるため、今後は一体化した特定在留カードへの移行を推進していく方向か。

答弁 特定在留カードは手続等の基準が従来と異なります。これまでは手続漏れによるマイナンバーカードの失効や再発行手数料の負担が発生していましたが、特定在留カードでは有効期限が統一されるため、そうした失効や費用負担がなくなります。こうしたメリットが浸透することで、特定在留カードへの移行が進むと見込んでいます。

質疑 マイナンバーカードと運転免許証の一体化においては不都合があると聞くが、特定在留カードにおける対応やシステムのバージョンアップ等に対し、町の費用負担は発生するのか。

答弁 特定在留カードのＩＣチップ内の書換え作業については、出入国在留管理庁から提供されたシステムと機器を使用しており、町での対応や追加の費用発生はなく、適切に処理ができている状況です。

質疑 特定在留カードの券面の氏名表記について、文字数等により対応できない事例はあるか。また、特定在留カードに移行せず、従来のカードのままにしておきたい人のニーズはどこにあると推測されるか。

答弁 氏名表記については原則アルファベットですが、漢字圏の方は出入国在留管理庁への申出により漢字併記も可能となっており、主に出入国在留管理庁での対応となります。特定在留カードへの移行については、まだ申請件数が約 20 件と少ない状況です。技能実習生などは監理団体によって対応が統一されている場合があります。また、身分証明書として在留カードとマイナンバーカードの 2 枚を所持したいというニーズがある一方で、1 枚にまとめたいというニーズもあります。制度が 6 月 14 日に始まったばかりであるため、今後の周知状況を注視しながら対応していきます。

意見 特定在留カードの普及に向けて、外国人住民に対する制度の周知を図る

とともに、実情を把握し、移行を推進してほしい。

（ 住民生活部 税務課 ）

質疑 個人住民税については、ベースアップ等に伴う給与所得の増加による増収と理解した。固定資産税の増収について、単に田畑の宅地化や土地売買による土地評価額の上昇が主な要因と考えていたが、実際には大企業や太陽光発電設備への設備投資が最も大きい要因とのことである。今回の固定資産税の増収額のうち、こうした償却資産や土地の増加分が占める具体的な割合や増収の内訳はどのようなになっているか。

答弁 固定資産税の増収額のうち、太陽光発電設備の増加等による償却資産の増加額が4億2,700万円であり、増収分の大半を占めています。
建物の課税分については、新築の棟数自体は減少していますが、非木造のホテルや集合住宅、企業の倉庫など、評価額の高い建物が建築されたことが要因です。
土地については、評価替えが3年に1度行われることになっており、次回は令和9年度の予定です。そのため、昨年度から評価額自体は変わっていません。しかし、地価が急上昇した際に納税者の負担を和らげるため、税額を段階的に引き上げる「負担調整措置」が適用されているため、その上昇分が増税に繋がっています。また、指摘の通り、畑から宅地への地目変更が行われたことも、土地の税額増の要因です。具体的な金額の内訳はすぐに出せませんが、これらが要因となっています。

質疑 固定資産税における滞納件数は増加しているか。

答弁 固定資産税の徴収率（収納率）はかなり向上しており、滞納件数は年々微減しています。
納税の猶予や分納に関する相談は随時受け付けており、件数自体は大幅に減少したわけではありません。しかし、令和6年10月から、徴収業務の一部を委託したことで、初期の滞納者に対するアプローチや業務の効率化が図られています。早期に相談できる体制が整った結果、納税者にとっても相談が容易になり、全体の滞納件数の減少に繋がっています。

討論 なし

採決 全員賛成で可決

認定第1号 件名 令和7年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について

(議会事務局)

質疑 手話に関する条例が制定されたことに伴い、議会中継でも言語システム等を導入することは考えていないか。

答弁 現在、発言者のテロップ入りシステムの導入に向けた調査を行っています。システムにより言語変換が異なるため、効果の高いシステムを採用したいと考えています。

質疑 県町村議長会へ負担金が支払われているが、負担額に見合った事業を行っているのか。

答弁 県町村議長会は県内の31町村で組織され、議長及び議員研修や全国的事例の情報共有など多種多様な研修や各議会運営の研鑽が行われています。また、事務局としても議事運営で不明な点が生じた場合には議長会のアドバイスをいただきスムーズな運営ができています。

意見 需用費関係で、図書室プリンターの維持管理（インク補充、Wi-Fi）もしっかりお願いしたい。

質疑 議員席から時間が分かるように新たに時計を設置できないか。

答弁 設置場所の問題もありますが、時間が分かるように考えたいと思います。

質疑 担当部長が欠席したときに関係課長等が多数出席されていたが、質疑用として執行部席のマイクを増設する考えはないか。

答弁 今回は関係する課長が全員出席されたので人数が多かったのですが、基本的には部長代理などの出席をお願いし、現状ではマイクを増設は考えておりません。

(会計課)

質疑 窓口収納や口座振替の件数が年々減少している一方、コンビニエンスストアやスマートフォンを利用した納付が増加していると思うが、近年の利用状況はどうなっているか。

公金運用方針に基づき、定期預金等に加えて国債などによる基金運用を

導入したと思うが、今後どのような方針で運用していくのか。

答弁 口座振替の件数は前年と比べて 5.5%減少し、窓口での納付件数も 2.4%減少しています。一方、コンビニ収納は 5.8%、スマートフォン収納は 15.3%、クレジット収納は 24.0%増加しています。住民の利便性の向上に伴い、窓口での納付からコンビニやスマートフォンアプリなどを利用したキャッシュレス収納への移行が進んでいるものと考えます。また、国が推進しているスマートフォン等で納付書の QR コードを読み取って納付できる eL-QR による収納も増加しており、こうした納付方法の多様化も、窓口納付の減少につながっている要因の一つと考えています。国債等の債券運用につきましては、令和 7 年度から公金管理検討委員会で具体的に協議を重ね、令和 8 年 4 月及び 7 月から国債による運用を行っています。今後の基金運用につきましては、「安全性の確保」と「流動性の確保」を基本原則とし、必要な資金を確保した上で、余裕資金については国債等の安全性の高い債券による運用を行ってまいります。

質疑 昨年度、手数料がかかっても住民が役場に来なくてよい窓口を目指すとの答弁だったが、コンビニ収納等により、窓口の時間を気にせず納付できるなど、住民の利便性が向上していると考え。手数料等のコストはかかるものの、引き続き住民が役場に来なくてよい窓口を目指すという考えに変わりはないか。

今回初めて国債による基金運用を行っているが、運用による金利や流動性等の状況を検証し、その結果を踏まえて、今後、他の基金についても国債等による運用を拡大していく可能性があるという考えでよいのか。

答弁 住民の利便性を最優先とし、窓口に来なくても納付できる環境を引き続き推進していく考えに変わりはありません。一方で、コンビニ収納やスマートフォン収納などの利用が増加する中、手数料等の収納コストが増加していることも課題と認識しています。そのため、利便性の高い納付方法を維持しつつ、収納率が高く、比較的成本の低い口座振替の利用促進に努めるとともに、口座振替のオンライン申請について、DX 担当課とも連携しながら、導入に向けた課題や運用方法などを整理し、実現に向けて取り組んでまいります。これらの取組により、住民の利便性の向上と収納コストの抑制の両立を図ってまいります。

基金運用につきましては、各基金の性質や今後の資金需要、取崩し時期等を踏まえ、運用可能な余裕資金がある場合には、国債等による運用につい

でも取り組んでまいります。運用に当たっては、安全性と流動性を最優先とし、担当課と資金需要を確認するとともに、公金管理検討委員会で協議しながら、適切かつ有利な基金運用に努めてまいります。

（ 総務部 総務課 ）

質疑 本会議で質疑のあったコミュニティ活動補償保険制度について、改めて説明をお願いしたい。

答弁 コミュニティ活動補償保険制度は、町民の皆さんが安心して地域活動やボランティア活動などを行うことができるよう、コミュニティ活動中に発生した事故について、傷害や賠償責任を補償するもので、その補償範囲はかなり広いものになっています。実績としては、過去5年間で23件の利用があり、保険金の支払額は合計233万円を超えています。本会議では制度の周知不足を懸念する質疑がありましたが、これまで広報紙や町ホームページへの掲載、年2回の行政区嘱託員会議での説明などにより周知を行っています。現在までに制度を知らなかったことにより請求に至らなかったケースについて報告は受けていませんが、引き続き周知に努めていきます。

質疑 コミュニティ活動補償保険制度の対象となる活動の範囲は、具体的にどのようなものか。

答弁 例えば、地区の清掃活動中にけがをした場合や、刈払機での作業中に飛んだ石で自動車のガラスが破損した場合などが対象となります。また、活動中に熱中症の症状が出て医療機関を受診した場合の費用なども補償の対象となります。

意見 コミュニティ活動補償保険制度の対象範囲は住民にとって分かりにくい面がある。まずは自治会への加入を推進することで、自治会を通じた制度の周知や地域活動の把握につなげてはどうか。

質疑 近隣自治体で管理職手当を引き上げたと聞くが、本町でも見直しを検討すべきではないか。

答弁 管理職手当につきましては、組織の管理や部下の指揮監督など、管理職の職務・職責の特殊性を踏まえて支給しているものであり、管理職は原則と

して時間外勤務手当の支給対象外となっていることも考慮したものとなっています。他自治体が引き上げたことのみを理由に引き上げることは難しいと考えていますが、本町職員の時間外勤務の実態等も踏まえ、来年度予算に向けて見直しを検討していきたいと考えています。

質疑 議会一般質問への対応にあたり、大津町では議場に部長のみが出席して答弁を行う運用となっており、課長まで出席・答弁している近隣自治体に比べて負担が大きい。また、一般質問の件数も近隣自治体に比べ多く、議会対応における管理職の負担は大津町の方が大きいと考える。今定例会で一般質問の答弁を作成するにあたり、どの程度残業しているのか。

答弁 答弁の作成については事前の打ち合わせを実施しており、今回は一般質問の日数に合わせ4日を予定しています。打ち合わせは午後8時から9時頃までかかっており、部長に加え、担当課長も同席する形となっています。

意見 議会対応の負担は大津町の方が大きいにもかかわらず、管理職手当は、他自治体と比べ低い水準となっている。本町職員の働き方の実態に基づいて水準を引き上げるべきである。

質疑 文書配布委託料及び行政事務委託料については、文書配布の回数が減ったことにより、次年度においてどのように変わる見込みか。

答弁 文書配布委託は、各区までの文書配送を宅配業者に委託するものですが、これまで月2回であったものを月1回に見直したことにより、委託料が減額となります。ただし、3月にはごみカレンダーの配布等により月2回を予定するため、単純に半額にはならない見込みです。
行政事務委託は、各行政区嘱託員に業務を委託するための委託料ですが、戸数割について、行政協力員（組長）の謝礼の減額幅に合わせ、1戸当たり200円を減額するため、200円×戸数分が減額となる見込みです。

質疑 資格取得助成制度でこういった資格を取得しているか。

答弁 令和7年度は下水道課で2件の実績があり、2級土木施工管理技術検定及び日商簿記3級となっております。

意見 資格取得助成制度について、下水道関係の資格取得実績があったが、宅地建物取引士や都市計画、農政関係など、業務に関連する幅広い資格の取得を職員に促進してほしい。

質疑 新規採用職員研修や初任行政研修などについて、対象人数と受講人数に差があるのはなぜか。

答弁 令和7年度の新規採用職員研修の対象は17名です。このほか、年度途中に採用となった3名を加えた20名を対象とする研修もあります。初任行政研修は、国家公務員の地方研修と合同で実施しており、対象17名のうち2名が業務都合により欠席したため15名の受講となっています。人事評価制度研修は、年度途中採用の3名を加えた20名が受講しています。

質疑 そのほかの研修の受講状況はどうか。

答弁 新任評価者研修は、昨年度新たに管理職となった職員6名が受講しています。階層別研修（5年目・10年目職員対象）は対象29名のうち2名が業務都合により欠席し、27名が受講しています。交通安全研修は一般職・会計年度任用職員合わせて約450名を対象としており、受講できなかった職員には動画による研修を実施しています。生成AI研修は課長級以上の職員を対象とし、その他の職員についても希望者は受講している状況です。リスクマネジメント研修は全職員219名を対象とし213名が受講しています。ハラスメント研修は一般職・会計年度任用職員合わせて約450名を対象に実施しています。自治体法務基礎研修は菊池郡町村会主催で、菊陽町・大津町の若手職員を対象とした手上げ方式の研修であり、本町からは25名が参加しています。eラーニング研修は、様々な研修メニューを自席パソコンで受講可能なもので、一般職員延べ824名が受講しています。その他の自己申告研修は、福岡・大阪等で開催される専門研修で、税務・会計・財政関係を中心に手上げ方式で受講しています。なお、受講対象となっている研修を欠席する場合は理由を添えた欠席届を提出することとしており、欠席者の状況も把握しています。

意見 研修の対象者を説明する際は、「全職員」といった漠然とした表現ではなく、「採用〇年目職員」のように対象基準を明確にした方が、決算において分かりやすいのではないかと。また、職員研修事業の成果指標について、

参加人数の実績のみで評価するのではなく、対象者に対する受講率（達成率）を指標とする評価方法に見直してはどうか。

質疑 研修を受講できなかった職員への対応はどうしているか。

答弁 欠席の多くは、講師の日程に合わせて実施する都合上、業務や他の研修と重なることによるものです。欠席の際は欠席届により理由を確認しています。交通安全研修など一部の研修は動画を撮影し、後日視聴する形で対応していますが、外部講師による研修は動画での代替が難しいものもあります。

意見 動画研修の受講効果を高める方法については、テストを組み入れるなど検討して欲しい。

質疑 町長の出張旅費に係る費用対効果についてどのように考えているか。

答弁 町政運営上必要な研修・要望活動等について、内容を精査したうえで適切に出張していると認識しています。

質疑 老朽危険空き家等除却促進事業補助金について、最終的に補助対象となったのは2件とのことだが、申請自体は何件あったのか。

答弁 令和7年度の申請は6件でした。このうち4件は老朽危険空き家に該当しないと判定されたため、補助対象となったのは2件でした。老朽危険空き家に該当するかどうかは、現地確認のうえ点数化して判定しており、100点以上のものを不良住宅として補助対象としています。

質疑 判定基準はどのようなものか。また、判定は職員が行っているのか。

答弁 傾きの角度など、あらかじめ定めた項目に基づき点数化しており、都市計画課の建築係とともに現地確認を行っています。基準は老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱に定めています。

質疑 所有者が特定できない危険な空き家についてはどのように対応するのか。

答弁 補助金は所有者や相続人本人からの申請に限られるため、所有者が特定

できない場合は補助制度の対象外となります。そのような案件については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき特定空家等や管理不全空家等への該当性を判断したうえで、必要な措置を検討していくことになります。

質疑 まちづくり担い手育成事業補助金の過去の実績はどうなっているか。

答弁 令和3年度は1件、令和4年度・令和5年度は実績なし（0件）、令和6年度は1件、令和7年度は3件となっており、微増傾向にあります。この補助金は平成30年度に制定されています。

質疑 まちづくり担い手育成事業補助金について、どのように広報しているか。

答弁 ホームページでの周知のほか、区長への説明会等を通じて周知を行っていますが、活用が十分に進んでいない状況もあるため、今後さらに周知方法を検討していきたいと考えています。

意見 活用実績のある団体の取り組みを事例として広く紹介することで、他の団体にとってもイメージが湧きやすくなり、活用の促進につながるのではないか。

質疑 国際交流費にある委託料の内容は何か。また、ヘイスティングズ市との海外派遣事業について、今後の実施予定はどうか。

答弁 委託料は、海外派遣事業水難事故に関する法的対応として、顧問弁護士に委託しているものです。海外派遣事業については、相手方からは継続を希望する意向も伝えられており、再発防止策の整理を踏まえたうえで、実施の可否については慎重に検討していきたいと考えています。

質疑 選挙啓発について、20歳の二十歳式に合わせた啓発だけでなく、18歳になった時点での啓発も行っているかどうか。

答弁 現在は二十歳式に合わせて啓発物品の配布等を行っています。18歳になった時点での一律の啓発については、対象者が集まるタイミングの確保が難しいことや、高校においては生徒に町外在住者も含まれることから一律の配布が難しいなど、配布方法に課題があると考えます。そのため、

町内の小中学校や高校、支援学校において選挙出前授業を実施し、18 歳を迎える前の段階から啓発に取り組んでいます。

質疑 二十歳式当日に参加できず、記念品を受け取れなかった対象者への対応はどうなっているか。

答弁 二十歳式の所管である生涯学習課に確認したところ、不参加者に対して、役場から本人へ記念品を配布する対応は行っていません。参加した同級生等が持ち帰り、本人に渡す場合もありますが、それでも受け取られなかった記念品については、物品として活用している状況です。

質疑 以前、人権啓発福祉センター前のポスター掲示場について、段差のある場所に設置してあり危険ではないかと指摘したが、その後の対応はどうか。

答弁 現在は、北側の造園事業者の土地をお借りし、道路と同じ高さに設置しています。今後、センターの駐車場内のフェンスに設置することなども検討しています。その他、危険な箇所については、その都度別の場所への移設を行っています。

質疑 参議院議員通常選挙の投票所について、南小学校でスポットクーラーを借り上げた理由は何か。

答弁 南小学校において空調のある教室での実施を検討しましたが、空き教室がなく、これまでと同様に体育館での実施となりました。投票環境を改善するため、スポットクーラーを借り上げて対応しました。

質疑 今後も同様のことを想定し、スポットクーラーを購入することは検討しないのか。

答弁 使用回数や費用対効果を考慮し、レンタルでの設置が実情に合っていると考えます。

質疑 投票所の設置場所について、南小学校以外の施設を活用することは考えられないか。

答弁 公民館等での実施を検討したこともありますが、地域住民にとって分か

りやすい施設であることを重視し、学校等を基本的な投票所としています。夏場の暑さ対策については、引き続き検討していきたいと考えています。

意見 南小学校の建て替えに際しては、投票所をどのようにするのか、あらかじめ検討しておく必要がある。住民にとって分かりやすい場所であることを念頭に検討いただきたい。

質疑 固定資産評価審査委員会の委員のうち、司法書士など国家資格を有する委員については、学識経験者として報酬を1万円にしないでよいのか。

答弁 現時点では、税理士、宅地建物取引士、司法書士のいずれの委員についても、同一の報酬でお願いしています。今後、資格の専門性を踏まえた報酬の在り方について整理を検討していきたいと考えています。

（ 総務部 総合政策課 ）

質疑 ふるさと納税実績が前年度の7億4千万円から9億2千万円に伸びているが、前年度からの増額要因は何か。

答弁 昨年度はふるさと納税によるポイント還元の廃止など制度変更がありましたが、返礼品の情報発信やPRに取り組み、寄附額増額に繋がりました。

質疑 返礼品の中で最も人気のあるものは何か。

答弁 豚肉が最も多くを占めています。

質疑 地域公共交通会議負担金について、まちなかバスの実証運行経費や公共交通会議の運営、計画策定などの内訳はどうなっているか。

答弁 主な経費のうち、地域公共交通計画の策定委託料1,309万円、まちなかバスの実証運行検証業務委託料が799万7千円です。

質疑 電子計算費の使用料及び賃借料について、通常は不用額が発生しにくい科目であるが、約1,300万円もの不用額が生じている理由は何か。

答弁 自治体システム標準化の移行延期に伴い、移行前後の利用料の差額が発生したこと、およびガバメントクラウドの使用料が従量制で想定を下回ったためです。また、衆議院議員総選挙の実施に伴いグループウェアの移行時期を延期したことで、約 30 万円の不用額が生じました。主に情報システム使用料において 1,270 万円の不用額が発生しています。年度内に精査し、補正出来た内容もあったため、今後は適切な予算管理に努めます。

質疑 事務用パソコン等の借り上げ料は毎年発生するものか。また、リース期間は何年か。

答弁 リース期間中は毎年度発生し、リース期間は 5 年間、60 ヶ月です。

質疑 ホームページのリニューアル後、アクセス数が減少しているように見受けられるが、要因は何か。

答弁 主要な施策に記載の件数は、トップページ等の月平均アクセス件数です。近年は、検索エンジンや SNS、町の公式 LINE 等から個別ページに直接アクセスする利用者が増え、トップページを経由しないことが一因と分析しています。また、令和 6 年度は町長・議会議員選挙が行われており、アクセス数を押し上げていた面もありました。ホームページ全体のアクセス数は令和 6 年度の 333 万件に対し、令和 7 年度は 335 万件と微増しています。

意見 トップページにバナー広告を出している企業に配慮し、トップページを経由させる対策を研究・検討してほしい。

質疑 総合行政システム事業の現在の進捗状況はどうか。令和 7 年度中に 100% 完了しているのか。

答弁 基幹系システムは概ね電算化されており、基幹システムの標準化対象 18 業務は、令和 9 年度に移行完了する予定です。今後はオンライン申請や電子決裁などが課題となっています。

質疑 DX 推進に伴う業務効率化について、目標設定や先行自治体の事例はあるか。

答弁 先行自治体の事例を調査研究していますが、システムの導入・運用コストもあるため、費用対効果を見極めながら検討していきます。

質疑 デジタルデバイド対策事業の目標設定や課題は何か。また、利用者数はどうか。

答弁 昨年度まで実施していた移動型スマホ教室は、回数の減少に伴い受講者数も減少傾向にありましたが、引き続き公民館講座など通常の講座で実施しています。新しいデジタル技術に対応するため、今後にも必要に応じて取り組みを行っていきます。

質疑 青少年向けのスマートフォンの安全利用や犯罪被害防止に関する取り組みの進捗状況はどうか。

答弁 青少年向けの取組は十分に対応できていない部分がありますので、関係機関と連携し、研究していきます。

意見 18歳でクレジットカードも契約出来るため、青少年向けに詐欺対策アプリの推奨や防犯情報の LINE 配信、警察との連携を進めるべきである。

質疑 国勢調査の統計調査事務について、夜間や休日における調査活動に対して、時間外勤務手当は適切に支給されているのか。

答弁 時間外勤務手当は事務作業に伴うものであり、実際の調査活動（指導員 28 人、調査員 147 人）に対する報酬は、時間外勤務手当ではなく統計調査員報酬から適切に支出しています。

質疑 空港ライナーの利用者が増えているが、大津町の魅力を PR する動画の上映や、町内への滞在を促す取り組みはどうか。

答弁 以前にも同様のご意見をいただいております。車内に町内の飲食店を紹介するチラシを配架しています。PR 動画は現在準備中であり、完成後に車内での上映を含めて検討します。

意見 空港ライナーの利用者が町内を単に通過するだけでなく、大津町の PR や交流人口の増加につながるよう、車内での動画上映や滞在を促すための

効果的な仕組みづくりに努めてほしい。

質疑 空港ライナーの利用者が、降車後に町内で飲食や宿泊などを行っているかどうかの行動分析や実態把握はどうなっているか。

答弁 詳細な滞在・行動状況については把握できていないため、今後の検討課題とします。

質疑 生活路線維持費補助金の 5,943 万円について、具体的な対象路線はどこか。

答弁 山鹿線、三里木線、菊池線、山西線、吹田・大津線に対する補助金です。

質疑 乗合タクシーについて、本会議でも予約や乗車に関する質疑があったが、利用方法はどのようになっているのか。また、利用者からの苦情に対する窓口や対応体制はどうなっているか。

答弁 乗合タクシーは公共交通として運行しており、利用する 1 時間前までの予約をお願いしており、事前に複数人で利用することが分かっている場合は、その旨を予約時に伝えていただくことで対応できます。利用者への制度周知が十分でなかった部分もありますので、予約方法などについて引き続き周知に努めます。苦情や問い合わせの窓口として、運行事業者の連絡先のほか、町の総合政策課直通番号を案内し、町が直接対応できる体制を確保しています。

意見 乗合タクシーは公共交通であるため、予約方法や利用方法を利用者に分かりやすく周知するとともに、制度のさらなる周知徹底に努めてほしい。

質疑 国勢調査におけるインターネットの回答率はどの程度であったか。

答弁 インターネットの回答率は 53.2%です。残りの紙による提出のうち半分は郵送、半分が調査員による戸別回収です。

意見 国勢調査は行政運営の基礎となる重要な調査であるため、インターネット回答を含め、回答方法を分かりやすく周知し、正確な調査の実施に努めてほしい。

質疑 ふるさと納税の実績額について、県内における大津町の順位は。

答弁 県内で 16 番目となっています。

（ 総務部 財政課 ）

質疑 町有地の管理業務委託において、具体的な場所と作業の内容はなにか。

答弁 町有地管理業務においては、町が管理する普通財産のうち主な 21 か所を対象として刈払いを実施しています。また、それ以外の町有地についても、危険木などで地域等から相談があった場合は、現地を確認し、必要に応じて対応しています。

質疑 行政バスについて、故障後、1 回ごとの借上げに変更してからの利用回数と主な訪問先はどこか。また、利用状況を踏まえ、今後のバスの購入や年間リースについてどのように考えているのか。

楽善防災倉庫に保管しているバス車両 2 台についても、売却や処分を含め、今後の方針はあるか。

答弁 行政バスは、故障後、1 回ごとの借上げに変更してから 7 件の利用実績があります。主に人権関係の研修や防災士の研修などで利用しています。昨年のバスの故障後に今後の方針を検討しましたが、年間の利用回数や車両管理の負担等を踏まえると、車両を購入または年間リースするよりも、現時点では必要な都度借り上げる方法が適当であると考えています。また、保管している車両 2 台についても、売却や処分を含めて整理していきたいと考えています。

質疑 駐車場の保守点検委託の委託料が前年度より、増加しているが今後も増加が見込まれる。駐車料金の見直しについて検討をしているか。

答弁 駐車料金の見直しについては、今後、駅周辺整備に伴う駐車場整備も予定されていることから、その整備状況を踏まえ、料金体系についても併せて検討していきたいと考えています。

質疑 公用車の修繕は増加しているのか。また、修繕状況を踏まえ、車両の購入とリースを比較したことはあるか。

公用車にドライブレコーダーは設置しているのか。

答弁 公用車には20年以上経過している車両もあり、修繕は増えている状況です。購入とリースについて課内で検討しましたが、保有する車両台数が多いことなどを踏まえると、リースよりも購入する方が有利であると考えています。

また、県外への移動など長距離で使用する乗用車については、過去に県外使用時に故障した経緯もあることから、今後の更新時には、購入だけでなくリースも含めて検討していくこととしています。

ドライブレコーダーについては、全ての公用車に設置しています。

質疑 エレベーターについては、大雨の際に浸水等の不具合が何度か発生したが、構造上の問題があるのか。

また、施設の長寿命化を進めていると思うが、今回の震災では使用できない施設もあった。震災の影響を踏まえ、長寿命化計画の見直しを考えているのか。

答弁 エレベーターは外部のガラス面に接しているため、結露や雨水の影響を受けやすい面があります。ただし、昨年度の浸水と今回の大雨による不具合は原因が異なっており、現時点で構造上の問題によるものとは考えていません。

今回の地震を受け、緊急時に使用する施設について改めて確認する必要があると認識しています。特に指定避難所については、所管課と連携し、修繕が必要な箇所について対応していきたいと考えています。

意見 耐震構造によっては、建物自体に問題がなくても、内装に損傷が生じる施設もあると思う。修繕だけでなく、被害を防ぐための対策についても検討していただきたい。

質疑 財産に関する調書について、公有財産その他の施設の土地及び建物の現在高が減少している理由は何か。

答弁 旧高齢者生きがいセンター、現在のシルバー人材センターの施設について、行政財産から普通財産へ移管していましたが、その変更が財産に関する調書に反映されていなかったため、今回修正したものです。これに伴い、「その他の施設」について、行政財産と普通財産の区分を整理しています。

質疑 土地開発基金に関する調書について、昨年度まで記載されていた個人名が記載されていないのはなぜか。

答弁 個人情報保護の観点から、監査の過程での意見も踏まえ、今年度から記載方法を見直したものです。

（ 総務部 防災交通課 ）

質疑 防犯カメラ設置補助事業について、11 団体補助を決定したとのことだが、申込件数に対して何%くらいの採択率か。

答弁 昨年度は申請件数が 23 件に対し、決定が 11 団体であった為、概ね 50% 程の採択率となっています。

質疑 採択されなかった申請について、何度も申請している団体はあるか。

答弁 毎年申請される団体もあります。
設置箇所につきましては、大津地区防犯協会、大津警察署と協議しながら選定を行っております。

質疑 高齢者運転免許証自主返納支援事業のバス IC カードやタクシー利用券について、それぞれ利用しづらい方には選択式にした方がよいのではないか。

答弁 バス IC カードについて、バス路線が利用しづらい状況の方には、タクシー利用券を選択できるよう制度改正を行っております。

質疑 昨年度バス IC カードを申請した人はどれくらいいるか。

答弁 申請件数は 76 件です。

質疑 バス IC カードは記名式に変更すると使い勝手がよくなるが申請者にアナウンスは行っているか。

答弁 バス IC カードをお渡ししている方には、再発行ができるようになる等のメリットを伝え、記名式の手続きをご案内しています。

質疑 主要な政策の成果で、令和８年度より犯罪被害者等への支援が開始されるとあるが、具体的にどのようなことを行っていくのか。

答弁 今年の４月から犯罪被害を受けた方などの支援条例を制定し、支援を開始しています。

内容は大きく３つで、１つ目は相談窓口のワンストップ化、２つ目は被害を受けた方への見舞金の支給、３つ目は必要な方に対し転居費用の助成を行っております。

県も４月から犯罪被害者等支援コーディネーターを設置しており、本人の同意が前提となりますが、行える支援に漏れがないよう情報連携を行います。

また、相談を受ける際は福祉の相談窓口と一緒に行うようにしております。

質疑 運用後の相談件数は何件か。

答弁 現在のところ０件です。

質疑 主要な政策の成果の目標値で、昨年度の申請団体は２３団体に対し、防犯カメラの設置補助団体の目標値は５団体、実績値が１１団体となっており目標達成となっていることに対しおかしいのではないかと思います。今は安く性能のいい防犯カメラもあるため、やり方次第で予算を上げずに申請件数をカバーできるような制度設計にした方がよいのではないかと思います。がどのように考えているか。

答弁 一昨年度までは５件分の補助額として、２５０万円を計上していましたが、昨年度から５００万円に増額し、１１件補助を行いました。目標値については次回検討します。

意見 防犯カメラを増やすことで犯罪防止につながるデータも出ている。防犯カメラの金額次第では、５０万円の補助上限の範囲でより多く設置できると思われるため、防犯カメラの使用については検討してほしい。また、設置後の管理についても申請者が行っているが、負担が大きいと思われる。自治体で維持管理を行う事例もあるため、研究・検討してほしい。

質疑 支援団員としての具体的な役割・位置づけが曖昧な部分がある。今後町として支援団員をどのように活用・運用していくのか。また、昨年度に発生した火災において、支援団員が実際に出動し活動した具体的な実績はあるか。

答弁 現在、大津町では正規の消防団員と支援団員を合わせて 520 名体制で活動を行っています。支援団員は地元で自営業や農業等に従事されている方が多く、比較的平日日中に出動できるという強みがあります。今後も、平日昼間の初期消火活動や後方支援体制の要として更なる活用を図るとともに、団員の確保・育成に努めていきます。
実績としては、令和 7 年 5 月に発生した美咲野の建物火災の際に 1 名の出動がありました。

質疑 消火協力報償金の支出原因となった火災の概要と具体的な内容について教えてほしい。また、この報償金について、決算書の支出費目は「報償費」となっているが、中身は消火器の現物支給なのか、それとも直接の現金支給なのか。

答弁 昨年 10 月に発生した建物火災において、近隣の個人および自主防災組織の方々が、保有する ABC 消火器（4 型 2 本、10 型 1 本）を使用して初期消火活動を行っていただきました。これを受け、町の支給要綱に基づき、報償金として 4 型に対し 8 千円×2 本、10 型に対し 9 千円×1 本の合計 2 万 5 千円を支給しました。

質疑 「防災備蓄倉庫の棚設置工事」について、先日の現地調査で現場を確認したが、新しく設置された棚の上に、賞味期限が切れている古い備蓄水がそのまま保管されていた。税金を投入して新調した収納棚に期限の切れた飲料水を保管し続けているのは、物品管理の観点からずさんと言わざるを得ず、棚の有効活用もできていないのではないか。この古い水を災害時または平常時にどのように活用するつもりなのか。また、実際に広域災害が起きた場合の「応急給水の具体的な業務フロー」はどのようなになっているか。

答弁 新設した備蓄倉庫の棚に保管されている期限切れの飲料水については、早急に処分の手続きを進めるとともに、今後は賞味期限の到来が迫った備蓄水が発生した場合には、町が毎年実施している「大津町総合防災訓練」

等の場において、断水時を想定した簡易トイレのデモンストレーション、給水訓練、またはその他イベント時のデモ用資材として活用していきます。

水道企業団との給水フローについて、災害発生時には大津町災害対策本部の中に「給水班」を組織し、ただちに大津菊池水道企業団へ要請する流れとなっています。企業団が管理する楽善給水タンク（1,100 トン）および美咲野給水タンク（4 千トン）に確保されている水を、企業団保有の給水タンク車 3 台と町保有の給水タンク 1 台を用いて指定避難所をはじめとする各避難拠点へ搬送し、順次住民への給水を実施する計画としています。

質疑 以前の委員会において、「災害時における緊急電源・充電施設として公用車を活用するため、EV 車の積極的な導入を検討してはどうか」と提案した。今は震災関連の補助金等が創設されていると思うので、積載車の更新についても町の負担を削減して導入できる可能性があるのではないか。

答弁 積載車などの特殊車両について EV 車への更新を具体的に検討したことはありません。一方、全国的には一般公用車や特殊車両において EV 車の導入や試験運用を進める自治体が増加傾向にあります。今後は国等の震災関連補助金などの財源動向を注視していきます。

質疑 非常備消防費の職員手当等に関連し、大規模災害や夜間の火災発生に備え、防災担当職員は 24 時間 365 日の緊急連絡・待機体制をとっているが、この体制に対する「待機手当」等は支払われているか。また、消防担当などの特定の個人に負担や責任が集中していないか。毎日、当番表に基づくローテーションを組み、待機手当を支給するなどの健康管理・労務管理体制を構築すべきではないか。

答弁 水防対応については、防災交通課が災害対策本部の事務局を担い、内部で交代要員を定めた当番表を作成し交代で待機を行う体制をとっています。一方で、夜間・休日の急な火災対応の連絡窓口については、特定の待機体制や「待機手当」のような制度はありません。実態としては消防主任が常に消防連絡用携帯電話を 365 日所持し一時的な窓口となっています。ただし、消防署に対しては、消防主任の電話番号に加えて課長、団長、副団長の番号を含む「一連の緊急連絡先リスト」を共有しており、万が一電話に出られない場合でも順次他の者が対応できる連絡体制を構築していま

す。なお、実際に緊急出動が発生した場合は、時間外勤務手当を支給しています。

意見 消防主任 1 人が 365 日携帯電話を常時所持し「出られない時は次の人が出る」という曖昧な緊急連絡体制に頼るのではなく、正式に職員をローテーションさせ、一人に対する負担を軽減するような体制づくりにするべきである。

質疑 大津町の防災備蓄計画では、「北部・中部・南部の 3 か所の主要防災拠点（矢護川コミュニティセンター、楽善防災倉庫、大津町運動公園防災倉庫）に対し、人口比率に合致するよう備蓄食料や物資をそれぞれ分散して保管する」と規定されている。しかし実際には、各倉庫に計画通り分散配置されていないように見受けられるが、計画どおりに配置されているのか。また、大林地区防災用資機材倉庫は水防倉庫という位置づけでよいのか。

答弁 当初の計画段階では分散配置していましたが、複数の倉庫に食料品を分散させることで、どの製造年次のどの賞味期限の備蓄食料等がどの倉庫に何個あるかという期限管理・在庫管理業務が極めて複雑になり、管理漏れが発生するおそれが生じました。そのため、実際の事務の確実性および効率性を優先し、期限管理が必要な備蓄食料については楽善防災倉庫に 1 か所集中させて総括管理する運用へと変更しました。また、大林地区防災倉庫については、元々が水防資機材用倉庫として整備したものであるため、食料ではなくブルーシートなどの水防資機材を主に置いています。

意見 備蓄の管理において「一括集中」か「分散配置」かは双方に合理性があるが、熊本地震を踏まえ、大津町ではどちらが適切か整理する必要があると思うので、検証をお願いします。また、備蓄計画には、「各倉庫においては、備蓄物資の看板を設置するとともにビンカード等による管理を確実に行うものとする」とあるが、実際には未設置。今後、備蓄計画にある備蓄倉庫の考え方を整理して、計画どおりに管理されていることが望ましいため、見直しをお願いします。

質疑 「地域防災力活動支援補助金」及び「土砂災害危険住宅移転事業補助金」について、それぞれの具体的な事業内容、昨年度の実績を教えてください。

答弁 「地域防災力活動支援補助金」は、自主防災組織の新規設立の際、立ち上げ支援として1組織あたり10万円を支給するほか、既存組織の資機材の購入経費に年間上限10万円を補助するものです。

「土砂災害危険住宅移転事業補助金」は、レッドゾーンの住宅移転を促進する補助金（県補助10/10）で、昨年度は1件の申請があり、住宅の除却費255万円、移転費用54万円の合計300万円（上限額）を交付しました。

質疑 大津町総合防災訓練実行委員会負担金100万円の具体的な内容を教えてほしい。

答弁 主な使途は、総合防災訓練の訓練資機材や備品等の購入、外部講師への謝礼等に充てるための負担金です。

質疑 総合防災訓練に参加した際、一般住民の参加が非常に少なく、保存食の試食や段ボールベッド組み立てなど有益な内容が届いていないように感じた。町民への周知や期限が迫った備蓄食料を配布するなどの参加を促す方法についてどう考えるか。

答弁 町民の参加促進については、広報等を通して周知を継続します。また、備蓄更新時期に発生するアルファ米等の物資についても、訓練参加者に配布して試食や調理体験を行っていただくなど工夫し、町民が参加しやすい訓練づくりに努めていきます。

（ 総務部 人権推進課 ）

質疑 男女共同参画推進費の委託料について女性の職業生活における活躍推進事業はどのようなものか。

答弁 平成29年度から実施している事業で、事業費の2分の1が国から補助されています。結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するため、起業・副業や在宅ワークに関するセミナーを実施しています。個別のキャリアアカウンセリングや商工会への繋ぎなども行い、昨年度の受講生は13名中7名が起業、あるいは準備を開始しています。

質疑 男女共同参画推進について、DV相談の件数は前年と比較し件数の増加や内容の深刻化はあるか。

答弁 令和 7 年度の相談窓口の対応件数は 21 件となっており、前年 19 件から微増の状況です。しかし、令和 6 年度に施行された困難女性支援法に基づき、DV だけではなく様々な課題を持つ女性のための「女性相談」に窓口の名称も変わっているため、今年度は既に 11 件対応しています。DV 被害や離婚問題、ひとり親家庭になった場合の支援等の相談を受け、担当課に繋いでいます。

質疑 離婚について、4 月から共同親権が選択できるようになり、離婚協議が長引くケースもあると思う。それを含め件数は 21 件で前年から微増ということだが、1 件当たりの相談にかかる時間が長くなっているのではないか。

答弁 延べ件数では 70 件を超えています。1 人の方が 5 ～ 6 回相談するケースもあり、複数回相談される方が増えています。

質疑 人権対策事業について、活動指標である各課学習会の目標値 25 回に対し、令和 7 年度は実績が 6 回と減少している。回数が減少している理由と、その他の取り組みについて行っているものはあるか。

答弁 令和 7 年度から各課学習会を見直し、各部での合同課内学習会を年 1 回以上実施するとともに、人権推進課等が開催する大会や講座への参加を 2 回目の学習としました。課内学習会を各部単位に変更したことから、令和 7 年度は回数が減少していますが、全体としてはこれまでと同程度の学習機会を確保するよう取り組んでいます。目標値については、今後見直しを検討します。

質疑 職員の研修への出席状況及び会計年度任用職員を対象とした研修の実施状況はいかがか。会計年度任用職員についても、行政職員としての責務を担ってほしいと考えている。

答弁 今年度の職員研修については、7 月に開催した町人権・同和教育推進大会他合同大会に職員の約半数が参加しています。また、階層別研修として、11 年目から係長までの職員を対象にフィールドワーク研修を実施しています。会計年度任用職員については、全職員を対象に 3 年に 1 回、研修会を实

施しています。前回は令和6年度に実施し、2日間で4コマの研修を設け、いずれかに参加できるよう実施しました。

意見 会計年度任用職員の研修が3年に1度では少ないように思われる。人権についての学びや認識は、これまでの生活環境や学習経験などに差があることも考えられるため、できれば毎年の研修実施をお願いしたい。人権問題の解決には、まず職員が十分に理解した上で啓発を進めることが重要であり、全庁的な研修においても取り組んでいただきたい。また、町人権・同和教育推進大会他合同大会への職員参加についても、基本的に100%を目指して取り組んでいただきたい。

質疑 人権対策費の団体活動助成金及び人権教育啓発費の町人権・同和教育推進協議会補助金について、補助金交付要綱の整備や実績報告の提出方法を見直しているが、事務上の不具合等はないか。

答弁 各補助金につきましては、これまで個別の補助金交付要綱がなかったため、令和7年度に町人権啓発運動団体活動補助金交付要綱及び町人権・同和教育推進協議会補助金交付要綱を制定しました。団体活動助成金については、他市町の事例も参考にし、交付対象者として部落解放同盟大津支部を明記しています。他の団体から申請があった場合については、活動実績等を確認した上で対応することとしています。

意見 実績報告については、支出内容や金額だけでなく、事業内容を確認することが重要である。監査委員にも内容を十分理解していただけるよう、引き続き適切な実績報告に努めていただきたい。

質疑 児童館運営事業において、来館の機会を増やしたいとしているが、そのための情報発信等をどのように行っているのか。

答弁 児童館については、毎週金曜日に実施している「はとぼっぼクラブ」への定期的な参加や口コミによる広がりに加え、児童館だよりやホームページ等で情報発信を行っています。来館者数は年々増加傾向にあります。隣保館については、利用者の固定化がみられるため、新たな事業の展開が必要と考えています。昨年度は人権に関する映画を上映し、新たな来館者もみられました。今後も新しい取り組みを積極的に取り入れ、施設を知っていただくため、ホームページ等を活用した情報発信を行っていきます。

質疑 「はとぼっぼクラブ」開催時の母子の写真等が掲載されているが、利用者の困りごとなどのアンケート等は実施しているのか。

答弁 利用者からの要望等については、職員が聞き取り、対応しています。利用者のニーズを踏まえ、児童館ではベビーマッサージ教室、隣保館ではクラブおおづによる健康教室を開催するなど、ニーズに応じた講座の実施に取り組んでいます。

（ 住民生活部 住民課 ）

質疑 主要な施策の成果 57 ページの戸籍総合システム事業について、窓口での証明書発行時間の短縮を目的としているが、実際に発行時間は短縮されたのか。また、同ページのマイナンバーカードの交付率目標が 100%となっているが、達成できた理由は何か。

答弁 戸籍総合システム事業については、時間が大幅に短縮されたわけではありませんが、発行件数が多いため、聞き取りを丁寧に行い、間違いや手戻りがないように対応していることが時間短縮につながっていると考えています。マイナンバーカードの交付率については、累計の交付枚数を基に算定しているため、更新や再交付の枚数も含めると県内の多くの市町村で 100%を超えている状況です。実際の人口に対する保有率としては、令和 8 年 7 月末時点で大津町は 85.7%となっており、国全体の 84.0%や県全体の 85.2%と比較しても一定の保有率を達成できたと考えています。目標設定については、今後の事業評価を見直す中で検討を進めていきます。

質疑 主要な施策の成果 58 ページの「書かない窓口」「行かない窓口」の進捗状況と、59 ページのコンビニ交付について、トータルの証明書発行件数のうち、コンビニ交付が占める割合はどうなっているか。

答弁 「書かない窓口」については全庁的な取組としてプロポーザルにより業者が選定され、現在ワーキンググループで対象業務の設定を進めている段階です。「行かない窓口」についても、オンライン申請等の動きに合わせ、マイナポータルを通じた転出届のオンライン申請などの広報・周知を行っています。コンビニ交付の状況については、住民票、印鑑登録証明書、

税証明を合わせた全体の交付率は 34.7%です。内訳は、住民票が 38.5%、印鑑登録証明書が 35.7%、税証明が 18.0%となっています。今年度も既に前年を上回るペースで推移しております。なお、役場窓口に設置している「らくらく窓口証明書交付サービス」は、コンビニ交付の仕組みを活用して事前にコンビニでの交付を体験していただき、次回からのコンビニ利用へつなげる目的で実施しており、こちらもコンビニ交付の利用促進に寄与すると考えています。加えて、これまで児童手当用の税証明は独自の様式であったためコンビニでは取得できず、窓口に来庁していただく必要がありましたが、行政システムの標準化により様式が統一されます。今後は児童手当の手続に必要な税証明もコンビニで取得できるようになるため、税証明のコンビニ交付率がさらに向上すると見込んでいます。

質疑 コンビニ交付が今後も伸びるのであれば、交付率の目標を高く設定してもよいのではないかと。一方で、決算書 118 ページのコンビニ交付システム利用料が増加しているが、利用件数が伸びるほどこのシステム利用料も増える仕組みなのか。

答弁 コンビニ交付システムについては、これまで役場内にサーバーを置いていましたが、令和 7 年度からクラウド型に移行しました。これにより従来のシステム保守委託料がなくなり、システム利用料として一本化されたため決算額は増加していますが、証明書の発行件数に比例してシステム利用料が増加するものではありません。ただし、コンビニ交付の利用にかかる 1 件当たり 117 円の手数料については、利用件数に応じて町の負担額が増加します。今後の交付率の目標については、他市町村の状況も踏まえ、まずは 50%を一つの基準として考えています。ただし、今年度から戸籍証明書も取得できるようになり分母となる証明書の種類が増えるため、交付率自体は一時的に下がる可能性もあり、全体の推移を見ながら目標を検討していきたいと考えています。

質疑 主要な施策の成果 58 ページの窓口サービスの満足度調査について、どのようなツールや手法を用いて調査を行っているか。また、質問項目は他自治体と同じような内容にしているのか、独自で設定しているのか。

答弁 満足度調査については、窓口に来庁された方に QR コードをお渡しし、スマートフォンから回答フォームに入力していただく形式で実施しています。質問項目については、基準となる項目をベースにしつつ、コンビニ

交付に関する意向確認など、その都度必要な項目を町独自に追加して調査を実施しています。

質疑 「行かない窓口」やコンビニ交付が進めば窓口来庁者が減り、水曜日の延長受付など時間外窓口の利用者も減ってくるのではないかと。今後の時間外窓口のあり方についてどう考えているか。

答弁 コンビニで取得できる証明書は、現在の戸籍や最新年度の税証明などに限られており、役場窓口でしか取得できない証明書もあるため、一定の窓口対応は必要です。また、水曜日の時間外窓口では、マイナンバーカードの交付や更新、コンビニではできない印鑑登録なども受け付けています。実際にコンビニ交付を利用される方の約6割は役場の閉庁時間に利用されており、夜間や時間外のニーズは高いと考えています。そのため、ある程度業務を限定しつつ、引き続き時間外窓口を継続していく考えです。

質疑 パスポートのオンライン申請やクレジットカード決済は利便性が高いが、事前にオンライン申請やクレジットカード決済が利用できる旨の案内文書などを送付しているか。また、有利な条件での申請を狙って手続きを控える人が重なることで、有効期限を迎える5年後や10年後などの時期に手続きが集中し、窓口が混雑する懸念はないか。

答弁 パスポートは自動更新ではなく期限切れによる新規および切替申請となるため、町から事前に有効期限やクレジットカード決済を含むオンライン申請の案内文書などを送付する運用はおこなっていません。そのため、特定の時期に申請が集中して混雑する懸念はなく、必要なタイミングで都度申請していただく形をとっています。

（ 住民生活部 環境保全課 ）

質疑 スズメバチの相談件数について、86件と前年度に比べ約2倍となっている。単純に件数が増えただけなのか、前年度は周知不足で件数が伸びていないのか。

答弁 一般的にはスズメバチは表年裏年というのがあると聞いています。裏年の場合はやはり蜂が少なく、表年の場合は蜂が倍ぐらいに増えるとのこと。しかし最近は、気候変動の影響で、表裏の概念がなくなりつつあるだろうと業者の方から聞いています。

質疑 水質等分析調査について、BOD の基準超過が 1 件とあるが、どこで超過したのか。

答弁 BOD とは、水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量を示し、水の濁りを表す指標です。場所は小林で基準超過がありました。

質疑 小林であれば平川だと思う。通常流れていない川なので、農業施設の排水があるところの下流かと思うが、原因究明や、周辺の施設等には改善をお願いする等したのか。

答弁 BOD が基準値を超過したことで、追加で 4 か所水質検査を行っております。畜産農家の影響もあるかと考え、町農政課と県の保健所、農業振興課と情報共有を図り、今後も調査を継続しているところです。原因究明までは至っていませんが、県の担当者は、畑等でたい肥をまいた後に雨が降ると、河川の水質にも影響するとの意見（助言）をいただいております。

質疑 繰越の真木簡易水道組合の工事費について、工事費は支払っていると思うが、事務費は水道企業団に払っているのか。

答弁 この水道の復旧事業については、工事を始める前から水道企業団と真木簡易水道組合と 3 者で打ち合わせを行いながら進めたところです。その中で町は真木簡易水道組合に補助金を、水道企業団は受注・発注を行っていただくということで、事務費の負担についても了承のうえ、今回は支払いをしていません。今後は真木簡易水道組合が水道企業団に移管し、水道企業団が給水エリアとして取り込む手続きがありますが、そういった業務も水道企業団が行うこととなっています。

質疑 真木簡易水道組合の評価額はいくらか。

答弁 今回の工事は 1 億 2 千万円ほどの事業費でしたが、財産の評価額は町では把握していません。

質疑 航空機騒音測定装置について、一般質問でも出ていたが、現在のところ何の問題もないという認識でよいか。

答弁 航空機騒音については単発騒音ではなく、それを時間帯によって重み付けをした Lden（エルデン）で評価しますが、それに関しては県内に設置してある全ての地点で基準値以下となっております。

質疑 歳入と歳出の関係で、ごみ収集運搬手数料とごみ収集運搬業務委託がある。ごみ収集運搬手数料がごみ袋代だと思うが、委託料にはとても足りてない。よって、もっとごみを減らしましょう。という PR は大事かと思うが、ごみ袋代を上げるとなれば、非常に大変かなと思う。その点はどう考えているか。

答弁 ごみ袋代を業務委託に充当しているが、委託料を全部ごみ袋の料金で負担するとすると、相当な住民負担となります。合志市が昨年ごみ袋の料金の見直しを行っていますが、2市2町でそこまで大きく価格を上げたことはないため、状況を見ながら考えていきたいと思っています。

質疑 清掃費の中に含まれる特別旅費について、どこに行ったのか。

答弁 鹿児島県と宮崎県です。鹿児島県は、南さつま市の「なんさつ eco の杜」はごみ処理施設です。南九州市知覧支所においては、今年度予定している携帯で写真を撮り、ごみの分別方法が分かるという取組みを行っているため、その先進事例の視察研修に行きました。2日目の都城市では市が運営する清浄館とリサイクルプラザに行き、清浄館は菊池の花房にある浄化センターと同じような施設の視察研修でした。

質疑 「なんさつ eco の杜」は事務組合だと思う。何に主眼を置いて見てきたのか。

答弁 クリーンの森合志と同じく新しくできた施設で、運営状況等を見させていただきました。

（ 住民生活部 税務課 ）

質疑 税金については、収納率も含めて右肩上がりで推移していることは理解できたが、不安要素について何かあるか。

答弁 法人住民税は景気に左右される要素が非常に高く、今後の景気状況については、その動向を十分に注視しているところです。

討論 なし

採決 全員賛成で認定